

# 特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画

平成23年7月

多賀城市教育委員会

## 例　　言

- 1 本書は、特別史跡多賀城跡附寺跡を対象とした保存管理計画書である。
- 2 本保存管理計画の策定は、平成21・22年度の2カ年をかけ、国の補助を受けて実施した。
- 3 本書は、特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画策定委員会、同部会での調査・審議、ワーキング会議での検討・協議、住民説明会での説明・懇談を経て、文化庁文化財部記念物課及び宮城県教育庁文化財保護課の指導助言を踏まえ、多賀城市教育委員会が策定したものである。
- 4 本書は、第1章「総論」、第2章「保存管理の経緯と実績」、第3章「特別史跡及び周辺の現況」、第4章「第3次保存管理計画」、第5章「整備活用に関する方針」、第6章「計画推進の指針」、附章「計画策定の体制と経過」から構成される。
- 5 策定に係る事務は、多賀城市教育委員会文化財課が担当し、関連業務を（株）創宇舎に委託した。
- 6 史跡指定地及び周辺の測量は株式会社パスコに委託した。

## 序

平城宮跡や大宰府跡と並び日本三大史跡に数えられる多賀城跡は、大正11年に附属寺院である多賀城廃寺跡とともに、多賀城跡附寺跡として国の指定を受け、昭和41年には、県内唯一の特別史跡に指定されています。

多賀城市では、107haに及ぶ特別史跡のより良い保存管理を図るため、昭和50年度に最初の保存管理計画を、昭和62年度には第2次保存管理計画を策定し、宮城県教育委員会との連携のもと適切な保存管理に努めてきたところです。

しかしながら、第2次保存管理計画の策定から20年余りの歳月が経過し、柏木遺跡と山王遺跡千刈田地区の追加指定、公有化事業や環境整備事業の進展により、管理面積が増大し、管理内容も多岐にわたってきております。また、この間、東北歴史博物館や国府多賀城駅の開設、三陸自動車道や県道玉川岩切線の開通、多賀城南門の復元構想、古代地方都市の発見など、特別史跡とそれを取り巻く環境が大きく変化するとともに、特別史跡に対する社会的要請も多様化してまいりました。

そこで、本市教育委員会では、これらの状況を踏まえながら、平成21・22年度の2カ年にわたり、保存管理の見直しのため検討を重ねてまいりました。その中で、特別史跡の保存管理に万全を期すとともに、多賀城跡を保護・継承してきた地域住民の足跡や地域の歴史についても保存管理の対象とし、史跡と地域住民の方々との共存と管理運営面での共営による保存管理を新たな目標とする第3次保存管理計画を提示することといたしました。

多賀城が廃絶したのちも連綿と培われてきた歴史が重層的に守り伝えられることで、これまで以上に多賀城跡の魅力を発信することにもつながるものと考えております。今後とも特別史跡多賀城跡附寺跡の保存・活用への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本計画の策定にあたりましては、特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画策定委員会委員の皆様、文化庁及び宮城県教育委員会から熱心な御指導、御助言を賜りました。また、地域住民の皆様からも、策定に至るまで貴重な御意見をお寄せいただきましたことに対して、深く感謝申し上げます。

平成23年7月

多賀城市教育委員会  
教育長 菊地昭吾

## [ 目 次 ]

### 第1章 総 論

1. 計画策定の目的 .....	1
2. 計画の性格 .....	1
1) 計画見直しの必要性 .....	1
2) 計画の新たな視点 .....	2
3) 計画の新たな目標と方針 .....	2
3. 計画の構成と期間 .....	6
1) 計画の構成・内容 .....	6
2) 計画の期間 .....	6

### 第2章 保存管理の経緯と実績

1. 特別史跡指定の経緯 .....	7
2. 関連事業の実績 .....	10
1) 現状変更等の推移 .....	10
2) 公有化事業 .....	14
3) 発掘調査事業 .....	16
4) 環境整備事業 .....	18
5) 維持管理事業 .....	20

### 第3章 特別史跡および周辺の現況

1. 自然環境 .....	21
1) 多賀城市の地勢 .....	21
2) 多賀城市的気象と植生 .....	21
2. 社会環境 .....	26
1) 多賀城市域 .....	26
2) 特別史跡指定地及びその周辺 .....	27
3. 歴史環境 .....	36
1) 多賀城前史 .....	36
2) 多賀城の時代 .....	38
3) 多賀城後史 .....	42

4. 関連計画 .....	45
1) 多賀城市第5次総合計画 .....	45
2) 多賀城市歴史的風致維持向上計画 .....	46
3) 多賀城市中央公園整備計画 .....	46

## 第4章 第3次保存管理計画

1. 計画の基本的な考え方 .....	47
1) 地区区分・定義・保存管理の基本方針 .....	47
2. 現状変更等の許可に関する取扱い基準 .....	55
1) 現状変更等の許可に関する取扱い基準 .....	55
2) 現状変更等の許可に関する取扱い基準の細則 .....	61
3. 保存管理関連継続事業 .....	63
1) 各事業の基本方針 .....	63

## 第5章 整備活用に関する方針

1. 特別史跡指定地内について .....	65
1) 第2次保存管理計画における整備活用状況 .....	65
2) 第3次保存管理計画における新たな基本方針 .....	68
3) S重点遺構保存活用地区に係る整備活用計画 .....	69
2. 特別史跡周辺地域について .....	79
1) 特別史跡周辺地域の整備活用に係る現況 .....	79
2) S重点遺構保存活用地区南面地域の整備活用方針 .....	80
3. 多賀城市域関連地区について .....	81
1) 多賀城市域関連地区についての考え方 .....	81
2) 「多賀城市歴史的風致維持向上計画（案）」からの抜粋 .....	81

## 第6章 計画推進の指針

1. 第3次保存管理計画に係る指針 .....	91
1) 現状変更等の許可に関する運用指針 .....	91
2) 地域住民参画による共営のあり方 .....	91
2. 計画推進のための体制 .....	93
1) 宮城県・多賀市の協力体制の確立 .....	93
2) 建物復元調査検討委員会の再開 .....	94
3) 関連計画との調整 .....	95

---

## 附章 計画策定の体制と経過

1. 計画策定の体制 .....	97
1) 計画策定委員会の設置要綱 .....	97
2) 計画策定に係る組織 .....	98
3) 計画策定委員会委員等 .....	99
2. 計画策定の経過 .....	102
1) 計画策定委員会等の開催経過 .....	102
2) 計画策定委員会等の開催概要 .....	103

## [ 挿図一覧 ]

(第1章)

図 1 計画の目標と方針概念図

(第2章)

図 2 特別史跡指定区域図

図 3 第2次保存管理計画地区区分図

図 4 公有化事業実績図（平成22年3月現在）

図 5 発掘調査事業実績図（平成22年3月現在）

図 6 環境整備事業実績図（平成22年3月現在）

(第3章)

図 7 多賀城市の位置

図 8 多賀城跡の位置

図 9 多賀城市的地形

図 10 多賀城以北の地形と城柵官衙遺跡

図 11 特別史跡指定地内の保存樹木分布図

図 12 特別史跡内の土地利用状況図

図 13 多賀城広域下水道（污水）事業計画に基づく整備路線図

図 14 多賀城外の方格地割

図 15 多賀城古趾の図

(第4章)

図 16 特別史跡構成要素概念模式図

図 17 第3次保存管理計画地区区分図（多賀城跡・館前遺跡）

図 18 第3次保存管理計画地区区分図（多賀城廃寺跡・山王遺跡・柏木遺跡）

(第5章)

図 19 整備活用計画マスタープラン全体概念図

図 20 整備活用計画マスタープラン（S地区周辺のイメージ図）

図 21 歴史的風致の構成要素と重点区域及び関連施設分布図

(第6章)

図 22 政庁 - 南門間整備活用計画（案）- 平成7年度

図 23 中央公園整備事業完成予想図

# 第1章 総論

## 1. 計画策定の目的

計画の目的

本計画は、これまでの保存管理事業の進展を踏まえ、「特別史跡多賀城跡附寺跡第2次保存管理計画」の見直しを行うことによって、特別史跡多賀城跡附寺跡を適切に保存管理するとともに、整備活用についてもさらなる進展を図ることを目的とする。

そのためには、特別史跡を取り巻く社会環境の変化に柔軟に対応できる、また、市民を中心とする国民が親しみ利用できる特別史跡を目指す。さらに地域住民との共存・共営や市民との協働による保存管理・整備活用も視野に入れた計画を策定する。

## 2. 計画の性格

計画の性格

### 1) 計画見直しの必要性

見直しの必要性

第2次保存管理計画の計画期間は10年～15年の時限的なものとしているが、策定から既に20年以上が経過している。

この間、特別史跡を取り巻く周辺社会環境の変化や調査研究の進展により、計画内容と現状がそぐわないものとなっており、本計画の早急な見直しが必要となっている。

計画見直しの主な要因を挙げると以下のとおりである。

① 特別史跡に係る保存・管理事業が進展している。

② 柏木遺跡、山王遺跡千刈田地区が新たに追加指定された。

③ 特別史跡内外の社会環境が大きく変化している。

特別史跡指定地内：居住者の生活環境の変化、世代交代による地域住民の意識の変革  
が見られる。

特別史跡指定地外：周辺社会状況の変化、特別史跡に対する市民ニーズの多様化が進  
んでいる。

④ 地域住民や市民による保存・管理・活用等に関する参画・協力の推進が求められている。

⑤ 市民に開かれた計画にする必要がある。

⑥ 特別史跡の整備活用に対する社会的ニーズが大きく変化しており、環境整備につ  
いても再整備も含め、検討の必要性が生じている。

⑦ まちづくり等に関連し、近年は特に特別史跡南面地域の現況が大きく変化してきており、これらの周辺整備事業との調整が急務となっている。

新たな視点 2) 計画の新たな視点

前述の計画見直しの必要性を踏まえ、計画の策定に際しては以下のような新たな視点にも配慮する。

- ① 特別史跡を主体とした保護・継承から地域の歴史文化遺産も含めた保護・継承へ
- ② 特別史跡内外の住民との共存・共営、市民との協働による保存管理へ
- ③ 未整備の既存緑地・草地・湿地等の現状維持的管理から自然学習等の活用的管理へ
- ④ 特別史跡来訪者や市民にも分り易く、親しまれる整備活用策の拡充へ
- ⑤ 周辺整備事業や歴史まちづくり法等との連携による良好な周辺歴史景観の形成へ

目標と方針 3) 計画の新たな目標と方針

指定地内 [特別史跡指定地内について]

- ① 特別史跡の保護・継承と普及

貴重な歴史文化遺産としての学術的・社会的価値及び未来へ保護・継承していくことの意義を明確にし、市民や国民の理解・認知度を高める。

(基本的な施策)

- 例1：分り易い情報提供システムの構築  
例2：生涯学習や学校教育との連携

- ② 地域に根ざした特別史跡の活用

特別史跡として指定された奈良・平安時代の多賀城に係る遺構・遺物、立地環境等、自然環境のみならず、その後の各時代における様々な歴史文化遺産も合せて活用し、地域文化の育成に取り組む。

(基本的な施策)

- 例1：多賀城南門・築地の復元や政府一南門間及び周辺地区の修景整備  
例2：新たな歴史文化遺産の掘起しと地域史の形成



③ 自然環境の積極的な活用

多賀城が造営された当時の立地環境（地形形状・湿地 他）という歴史的価値だけでなく、市街地に残る貴重で広大な自然空間としての社会的付加価値についても再認識し、緑地や湿地等、自然環境の積極的な活用を図る。

（基本的な施策）

例1：緑地保全地区での自然体験や学習等、積極的な活用

例2：防災避難場所等としての活用

④ 官主導から市民との協働へ

行政主導の保存管理から特別史跡指定地内住民との共存・共営及び市民との協働による多種多様な保存・活用・管理・運営を目指す。

（基本的な施策）

例1：特別史跡指定地内住民の生活環境の向上と管理・活用への参画

例2：ボランティアガイドやNPO団体の育成

⑤ まちづくりとの連携

社会的ニーズに沿った、計画的・効果的な整備活用及び周辺まちづくりとの相互連携を進め、特別史跡活用の進展及び地域の活性化や質の高い生活環境の形成に貢献する。

（基本的な施策）

例1：中央公園北部を緩衝緑地帯として形成

例2：歴史まちづくり法など、関連事業の活用

指定地周辺地域 [ 特別史跡周辺地域について ]

① 特別史跡と調和した街並形成

周辺地域に居住する人々が歴史を感じ、歴史に親しみながら生活できるまちづくりを推進する。

（基本的な施策）

例1：城南地区南北大路の積極的な活用

例2：市民主体による景観条例や建築協定等の検討

## ② 歴史環境と生活環境の調和

多賀城跡の南面地域を市民生活地域との緩衝帯として位置付け、歴史的文化的景観と日常的な生活景観が連続し、調和するような緑地空間の形成を図る。

### (基本的な施策)

例1：中央公園南部における中間帯としての景観形成の推進

例2：特別史跡来訪者と周辺地域住民双方が利用できるサービス施設等の設置

## ③ 来訪者への配慮

特別史跡来訪者の歴史への理解と利便性等を高めるため、導入拠点となるサービス施設・拠点へのアクセス・周遊動線他の効果的な配置と整備を行う。

### (基本的な施策)

例1：ガイダンス・展示施設等の設置、ホームページ等によるアクセス案内

例2：特別史跡及び周辺地域の歴史文化遺産を活用したソフト事業の展開

## ④ 街区空間の装置化

特別史跡関連のイベント（万葉まつり他）を考慮した周辺施設の整備等、歴史文化の育成に対応した周辺景観の形成を図る。

### (基本的な施策)

例1：地域住民のまちづくりやイベント等への参画

例2：万葉まつり等年中行事に対応したまち並みづくり

## [多賀城市及び広域について]

市域・広域

## ① 特別史跡の位置付けの明確化

多賀城市域全体のまちづくり構想における特別史跡多賀城跡附寺跡を中心とした歴史文化遺産の保護と活用に関する将来ビジョンを提示する。

### (基本的な施策)

例1：第5次総合計画における歴史文化遺産の位置付けの明確化

例2：特別史跡を中心とした歴史文化遺産全般への認知と理解の向上

## ② 地域間交流の推進

各市町村及び東北地方の歴史文化関連施設との広域ネットワークを形成し、地域間交流の展開等を促進する。

(基本的な施策)

例1：類似大規模遺跡及び関連施設との共同企画による展示や情報交換等

例2：日本や世界の都市との姉妹都市締結による文化交流等の促進

構成と期間 3. 計画の構成と期間

前述の計画策定の目的及び計画の性格に基づき、第3次保存管理計画では、以下のような構成によりそれぞれの内容について策定するとともに、今後の社会環境等の変化も踏まえ、本計画の達成目標となる期間についても定めることとする。

構成・内容 1) 計画の構成・内容

第3次保存管理計画では以下の構成及び内容について整理・分析を行うとともに、それに基づき将来を見据えた新たな計画について策定する。

① 総論

② 保存管理の経緯と実績

③ 特別史跡および周辺の現況

④ 第3次保存管理計画

⑤ 整備活用に関する方針

⑥ 計画推進の指針

計画の期間 2) 計画の期間

第2次保存管理計画の進捗にともない、保存管理の新たな目標に関する施策や整備活用事業の早急な推進が求められている。また、特別史跡を取り巻く社会環境は今後とも変化していくことが予想される。

従って、本計画についても永久に固定的なものとして位置づけることはせず、計画期間を平成23(2011)年度を初年度とする10年間の時限的なものとし、その後は第3次保存管理計画の進展や社会環境の変化等に応じて、逐次、必要とされる目標の見直しや内容の充実を図っていくこととする。